

令和3年7月5日

亀井委員

私からは、先ほども先行会派が触れていましたが、第11次神奈川県交通安全計画について計画の進捗よりも、基本的な単語について、解説を頂ければと思っています。

資料の17ページに第11次神奈川県交通安全計画におけるITSの活用と書いてあります。この取組がどうなるかということをも確認します。

くらし安全交通課長

ITSとは、高度道路交通システムの略称であり、情報技術を利用して道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的としています。本計画においては、この最先端の情報通信技術等を用いて、人、道路及び車両等一体のシステムとして構築する新しい道路交通システムであるITSを推進し、道路交通における安全水準の維持、向上を図るものです。

亀井委員

この計画内でITSの活用というところの中の一つの項目の中に、ETC2.0というものがあります。私の車はまだETC2.0じゃないので、このETC2.0というのはどういうものなのかお話しいただけますか。

くらし安全交通課長

ETC2.0は、これまでのETCと比較して、大量の情報の送受信が可能となるものです。国の資料によると、高速道路の自動料金収受に加え、走行車両の速度や経路データの集約、さらには危険回避などの挙動に関するデータが収集できるシステムとなっています。

亀井委員

今回ITSの活用の中でのETC2.0の展開ということが位置づけられたのですが、この狙いは何ですか。

くらし安全交通課長

ETC2.0を活用することにより、ドライバーに対して事故多発地点や道路上の落下物等の注意喚起等に関する情報を提供することが可能となり、安全運転の支援につながります。また、ETC2.0で収集した速度データや利用経路、さらには時間データなど、多種多様できめ細かいビッグデータを活用し、渋滞等、事故を減らすなどの取組が期待できることから、計画に位置づけました。

亀井委員

いろいろとお伺いしましたが、ドライバーから見たメリットというのを教えていただけていいですか。

くらし安全交通課長

ETC2.0を取り付けることにより、渋滞情報の提供に加え、次世代安全運転支援システムとして、追突防止支援や一時停止規制見落とし防止支援などがあり、ドライバーに警告を与える機能により危険を事前に察知することで、交通事故の発生抑止につなげていくメリットがあると考えています。

亀井委員

私の車はまだついていませんが、どういうところでE T C 2.0は普及していますか。

くらし安全交通課長

E T C 2.0については、今トラックや、バス、タクシーなどで、東京都内の圏央道で割引サービスが受けられるという状況になっていますので、一般のドライバーがつけるよりも、東京都において、荷物を運ぶ車につけているというのが多いと承知しています。

亀井委員

先ほどの質疑でもありましたが、今回の千葉の通学路で児童に突っ込んでいったのはトラックでした。これは運送関係のトラックだと思われま。あれは運転手の行動が言語道断ですが、危険な場所での危険運転を回避するためのE T C 2.0の利用の方向もあるのでしょうか。

くらし安全交通課長

当然、危険な場所については危険情報が提供されると認識していますが、E T C 2.0をつけると、今あるカーナビにセットアップしないとつながりませんので、それをどのように進めていくかがこれからの課題です。千葉の事件を例に見ると、あそこは直線の一本道路ですので、通学路の危険箇所ということで情報提供があるかどうか、私も承知していませんが、全ての車がつけることによって、いろいろな危険な情報が入手できると考えています。

亀井委員

セットアップが面倒くさいということもあるし、お金もかかるのかもしれませんが。しかし、人の命よりもセットアップが面倒くさいと言っている場合ではないので、ぜひ、そうしたことを認識していただきながら普及していただき、悲惨な事件を一日も早くなくすようお願いしたいと思います。

これについては、最後ですが、E T C 2.0は交通安全対策にしっかりメリットがあるということは分かりました。交通安全以外の利点が何かあれば教えていただけますか。

くらし安全交通課長

E T C 2.0の交通以外の利用ということですが、E T C 2.0については、交通情報に加え、災害発生時には災害発生状況と併せて緊急の交通規制情報や走行可能ルート、または避難所など様々な支援情報を提供する機能がありますので、災害時の利用も視野に入れた活用が可能となります。

E T C 2.0で得られる様々な情報により、これまで以上にゆとりを持った安全運転が期待されると考えています。

亀井委員

I T Sの活用ということで、紙面も結構取って書かれている計画になっていますので、ぜひこれを実効性あるものにしていただくように要望したいと思います。

次は、頂いた資料にもありましたが、防犯C S R活動について何点かお聞きします。企業による防犯C S R活動というものはどのようなもので、具体的にどのような活動をしているのかお聞きしていいですか。

生活安全総務課長

企業における防犯CSR活動は、企業が行う主体的な自主防犯活動、つまり自ら企画立案し、自ら行動する防犯活動のことです。

県警察としては、防犯CSR活動に対してアドバイス、サポートをしながら企業と連携した活動を行っているところです。一般的にどのような活動をしているかと申しますと、高齢者と接する機会の多い企業による高齢者への個別訪問時における注意喚起、企業のイメージキャラクターを活用した防犯ポスターやチラシの制作、企業のホームページやSNSによる情報配信など、各企業の業態や特色を生かして様々な角度から幅広く地域住民に対して防犯活動を行っているところと申しております。

亀井委員

防犯CSRに関して、高齢者の詐欺の未然防止などいろいろとあると思いますが、例えば防犯CSR活動をやりたいが、やり方が分からないという企業に対し、フォローアップはできるのでしょうか。

生活安全総務課長

企業からお話頂いた際は、企業の特徴を生かしてどのような活動ができるか御提案はしています。

最近の事例としては、(株)不二家と連携し、店舗のペコちゃん人形に特殊詐欺被害防止の文面を記載したプラカードを掲げて、来店者に注意喚起を促す活動を県内20店舗において実施しています。

このほかにも、デリバリー業の安全運転を支援する全日本デリバリー業安全運転協議会に加入している会員企業が、商品の配達時、または店舗で商品を購入した顧客に対して、ひたたくり被害防止等のチラシなどを配布しているところと申しております。

亀井委員

具体的な事例を出していただいております。

こういうことは県警、企業、お互いにウィンウィンの関係になって、長続きしていかなければならないし、やろうと思っているところをしっかりと後押ししないとイケないと思います。例えば、表彰制度などをつくるべきだと思いますが、その考え方はいかがですか。

生活安全総務課長

こういった御協力をしていただいた企業に関しては、生活安全部長感謝状を出すなど、検討しているところで、過去に出したこともあります。

亀井委員

防犯CSR活動というのは、長く続けてしっかりと治安を守っていくということが、お互い企業と県警のそれぞれウィンウィン関係になると思います。ぜひ、長続きしていくようなスキームを構築していただきたいと要望します。

次は、成年年齢引下げに係る消費者教育について何点かお聞きしたいと思っています。

事前に資料も頂いて、小学校、中学校、高等学校等で配布している教材も拝見しました。これも配布して授業に取り入れているとお聞きしましたが、具体的に授業でどのように活用しているのでしょうか。

高校教育課専任主幹

高校についてお答えします。高校の場合には、主に家庭科の授業で、よりよい消費者になるために扱っています。特に成年年齢の引下げがありますので、契約のところについては、重点的に行っているところです。

亀井委員

小学校、中学校は分かりますか。

消費生活課長

小学校については、お金名人というプリペイドカードの使い方を伝える資料を、お小遣い帳をつけるような形で、お金をどういうふうにすれば契約として成り立つのかといった内容で、授業で活用いただいていると聞いています。また、中学校については、ステップアップという資料を用いて、家庭科や公民科といった社会科の授業で使っていただいていると聞いています。

亀井委員

この資料を拝見すると、小学生、中学生、高校生が消費者被害に遭わないように、未然に防止するための事柄が書いてあります。特に高校生は、被害者にもなるし加害者にもなると思います。例えば、特殊詐欺などに肩入れして、実際にお金を取りにいつてしまうということになると、加害者になります。しかし、実際には訳が分からず、若しくは強制的にやらされているのであれば、加害者でもあるし実は被害者でもあるということがあります。教材は被害者に特化していますが、加害者にならないような視点も入れておかなければならないと思います。例えば、インターネットの利用が進む中で、加害者にならないための教育も考えなければなりませんと思いますが、それほどのように考えられていますか。

消費生活課長

委員御指摘のとおり、今作成しているステップアップジャンプアップという中学生、高校生向けの消費者教育資料については、被害者にならないための視点でつくられているものです。ただ、委員御指摘のとおり、ほかの自治体の教育資料を拝見したところ、加害者になり得るという視点での啓発資料も作成しているところが多くあります。令和3年度の作成を予定している契約の切り札若者編をこれからつくろうとしているので、その中で、例えばマルチ取引などで、自分が紹介したことによって自分が加害者になってしまうという視点を入れたいと思っています。

亀井委員

具体的に今みたいな形で取り入れていただき、対策を立てることは大事だと思います。そして、成年年齢の引下げが令和4年4月1日からスタートします。それに合わせて改正少年法も令和4年4月1日から施行されてしまいます。何が大きな問題かという点、原則検察官送致の対象者が16歳以上の少年のとき犯した故意の犯罪行為で相手が死亡させたときに検察官送致になります。しかし、改正されたものに関しては、例えば現住建造物等放火で逆送されてしまうし、さらに、強盗致死、強盗致傷であれば逆送は当然かもしれないが、ただ単に強盗でも逆送されてしまいます。

私が懸念しているのは、組織的詐欺罪は逆送の対象になってしまう。つまり、

成年年齢と同じ重みの罰則の入口になってしまう。ただし、消費生活的な部分の加害者もそうだが、全般的なことを考えて、少年法の改正を考えると、加害者になることをもっと総論的なことも含めて周知していかなければならないと思います。それはいかがですか。

消費生活担当部長

亀井委員の御指摘は、消費生活の部分だけでは、少し受け止められないところもありますが、県警察、あるいはくらし安全部のサイクルの中で検討はさせていただきたいと思います。

啓発できる内容については、消費生活課長が御答弁したように、契約の切り札の中で実際に具体的な商法や、こういう取引については加害者になる視点があるということで、具体的に記載はできるかと思っておりますので、検討していきたいと思っております。

そして、今後私どもが持っている既存の資料の改定をするに当たっては、そういう視点も検討した上で記載していく、そして、啓発をしていく、あるいは教育をしていくということで考えていきたいと思っております。ほかのセクションの部局からの話については、今日は御意見を頂いておりますので、その中で各セクションができるところで検討していくものかと思っておりますが、消費生活の部分については私どもでしっかりと今後そういう視点を持って教育等啓発強化をしていきたいと考えています。

亀井委員

少し専門的な話になりましたが、組織的詐欺罪、要するに消費者的な視点、消費者教育というところに、加害者的な部分に光を当てていくことによって、防げると思います。これで起訴された場合は、テレビなどで報道されており、自分の実名が出てしまう、顔写真が出てしまう、これから改正されたときにはそこまでいってしまうかもしれない内容だと思うので、最悪の場合そこまでいってしまうということ、そうしたことがないように、周知していかなければならないと思うので、ぜひお願いしたいと思っております。